



広報

あおい

昭和47年4月1日

特集号

公示第二号

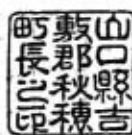
昭和四十七年度一般廃棄物の処理計画

秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第二条、及び秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第二条第一項の規定にもとづき作成された、昭和四十七年度一般廃棄物の処理計画を、同規則同条第二項の規定及び秋穂町公告式条例第三条但し書きの規定により、次のとおり公示する。

昭和四十七年四月一日

秋穂町長 福江 勝

記



一、収集日及び搬出場所

◎：収集日

地区名	収集	
	一般廃棄物	不燃物
大河内北より日地まで	毎週水・土曜日	第三土曜日の午後
金山令より祇園町まで	毎週火・金曜日	第三日曜日
下村より黒瀉南まで	毎週月・木曜日	第三日曜日

◎：搬出場所及び収集予定時間

部落名	搬出一般廃棄物	
	搬出場所	収集予定時間
大河内北	○北野善雄氏宅下 ○岩本造船所下	9時頃
大河内南	○若村清氏宅下 ○吉村加工場下 ○酒本徳三郎氏宅下	9時10分頃
天神町	○尼本造船所下 ○平田正二氏宅下 ○ノリ出荷所下	9時25分頃
浜中	○キャンデー屋横 ○漁協鉄工所横	9時40分頃

不燃物搬出場所

「とじこんで保存しましょう」

四、不燃物の収集

- は蓋を完全にしめカギを施して出すこと。
- (ハ) ごみは収集予定時間の直前に指定された場所に出すこと。
- (イ) 不燃物の収集日及び搬出場所は前記一を参照のこと。
- (ロ) 不燃物も収集当日指定場所に出すこと。(不燃物は一般ごみと一緒に出さないこと)

ごみの収集にあたり
次のことに協力下さい

四月一日よりごみの収集を開始しましたが、はじめての事業であり、実状にあわない点があれば今後改めていく考えでありますので、各位におかれても、ごみの収集業務が円滑にすすみますよう次のことにご協力願います。

◎ 燃えるもの

ごみの量は年々増えております。限られた人員で最大の効果をあげるため燃えるごみは出来るだけ各自で焼却して下さい。

◎ ごみの搬出

(イ) ごみの収集日と収集場所は部落毎に決められています。部落の収集予定時間の直前に決められた場所に出して下さい。(収集日の前日から出しておくようなことは絶対にして下さい。)

中津江	屋戸	加茂・海岸通	東本町・上本町	本町	祇園町	下村	中野	東田	西田	宮之且	黒瀉北	黒瀉南									
○三浦誠氏宅前 ○尾崎貞男氏宅横	○ごみ焼却場 ○大師堂前	○ごみ焼却場	○ごみ焼却場	○ごみ焼却場	○八坂神社前 ○保育所入口	○役場駐車場角 ○中村班 ○下村公民館前 ○小学校前	○県営住宅 ○原田武房氏宅横 ○遊園地横 ○横沼孝明氏宅横	○佐藤正己氏宅横 ○徳万一子氏宅前	○公民館横 ○狐崎地蔵様横 ○明神様鳥居横	○砂田商店前 ○墓地西側 ○井方敏弘氏宅後 ○上野一秋氏宅前 ○重枝ハナ氏宅横	10時30分頃	10時40分頃	11時頃	11時20分頃	11時50分頃	12時10分頃	9時頃	9時20分頃	9時50分頃	10分00分頃	10時20分頃
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	不燃物 集積所	丸尾集積所 高岸集積所	不燃物 集積所	不燃物集積所	同 上	同 上	同 上								

右の収集時間は状況により多少変更になる場合があります。

(ロ) ごみを紙袋等に入れて出された場合には袋ごと収集しますので、袋の口はよくしばっておき収集する際破損する虞れがあるような場合には縄か丈夫なヒモで十分補強しておいて下さい。

(イ) ごみをポリ容器に入れて出される場合には、蓋を完全に締め、転んでも蓋がはずれないように「カギ」をかけて出して下さい。

ポリ容器の場合は、中のごみだけ収集しますので各自で容器をお持ち帰り願います。

この場合取り違いを防ぐため、容器には氏名を記入するか、しるしを必ずつけておいて下さい。

(ニ) 腐敗しやすいものや、水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分を取り除きビニール袋に入れるか、新聞紙等によく包んでから容器又は紙袋等に入れるようにしそのまゝの状態直接搬出容器に入れて出すようなことは絶対にして下さい。

(ホ) 不燃物は不燃物の収集日に出して下さい。

◎ 収集手数料

一般家庭の収集手数料は一月五十円で年二回(十月と三月の予定)に分けて納めて頂くことにしておりますが、途中で転出されたり、収集を

辞退されたりしたときはその際納めて頂くこととなります。

埋立地の利用制限

産業廃棄物の投棄には

許可証が必要で

四月一日から産業廃棄物の処理に埋立地を利用する場合次のような規制を行っておりますが、これは埋立地の環境を守るための必要最少限度の措置でありますのでご理解願ひご協力をお願いします。

一、埋立地に捨てる事が出来ないもの

1. 牛・馬・豚・羊・犬・鶏などの死体
2. 有害物質を含む汚水及び有害鉱さい
3. 特異な悪臭を発するもの

4. 家畜等の糞尿
 5. その他町長が指定するもの
- 二、町長の許可を要するもの
- 次のものを埋立地に捨てる場合は、町長の許可を受けなければ捨てる事が出来ません。
- 許可証は保険年金課及び大海支所で発行します。
1. 土砂(石材を含む)及び家屋のとりこわしにより生ずるもの
 2. 魚貝類(殻を含む)及び農作物(野菜屑及びその腐敗物を含む)
 3. セメント(生セメント及びコンクリート破片を含む)及び類似物
 4. 立木及び大家具
 5. その他町長が指定するもの

◎ 許可に際しては、次のとおり埋立地の管理経費を納めて頂きます。

埋立地管理経費

種類	大型車	普通車	軽自動車	その他	備考
家屋のとりこわしにより生ずるもの	一、〇〇〇円	五〇〇円	三〇〇円		
魚貝類	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	
生セメント類似物	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円		
その他	五〇〇円	三〇〇円	二〇〇円		野菜屑及びその腐敗物は五割増とする

備考

1. 大型車とは積載量二、五〇一疋以上とする。
2. 耕耘機けん引トラクター及び動力付運搬車は軽自動車に含める。
3. その他とはリヤカー荷車類(動力付を除く)とする。
4. 右の金額は投棄一回当りの額とする。

三、地下に没するか五十種以上の覆土をしなければならぬもの。

次のものを捨てる場合は五十種以下に埋没するか、五十種以上の覆土を

- しなければなりません。
1. 小動物及鳥類の死体（前記一の1に該当するものを除く）
 2. その他管理人が指示するもの
 - 四、その他
- 許可証は埋立地管理人に渡して管理人の指示に従って棄てて下さい。

埋立地はみんなで

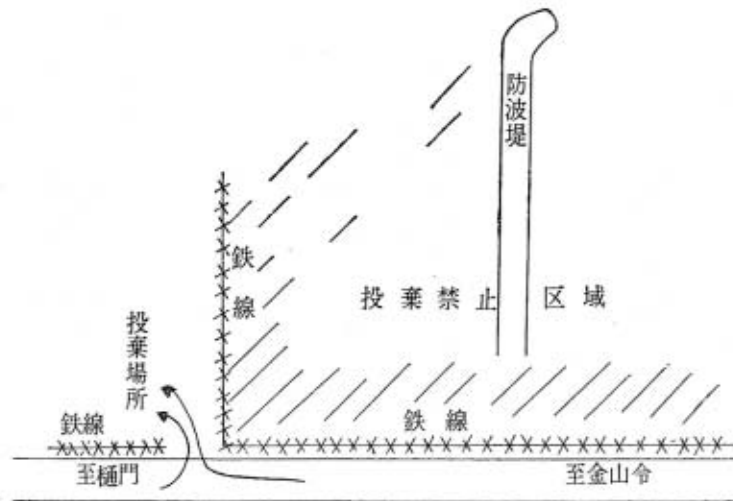
きれいにしましょう！

一般家庭から毎日排出されるごみの処理場として、現在埋立地があてがわれておりますが、ごみは年々増加しておりこれのため埋立地の環境は次第に悪化してきております。

町としても、これの対策に努力しておりますが、根本的には埋立地を利用される各位のご協力がなくては衛生的な管理も困難でありますので、埋立地を利用される場合は次のことに特に注意し環境衛生の向上にご協力下さいますようお願いいたします。

1. ごみは指定場所へ捨てましょう。埋立地内でも、ごみの捨場が指定されております。別図のとおり鉄線で囲まれた部分は捨場ではありませんので、鉄線内には絶対に捨てないようにして下さい。
2. 管理人の指示に従いましょう。埋立地には管理人がおりますので、管理人の指示に従って下さい。

投棄禁止場所と投棄場所図



3. 飛散しないように飛散しやすいごみは、縄かヒモ等で結束するか袋詰めにするかして風で飛散しないような方法を講じて捨てましょう。

4. 埋立地の利用時間について埋立地の利用時間については各位におかれてもいろいろ都合があるかと思いますが、衛生的な管理の関係から今後埋立地を利用される場合には出来るだけ午前八時から日没までの間にして頂き日没後の利用は避けて頂きますようご協力願います。
5. 不法投棄はやめましょう。

ごみは、ごみ捨場以外には捨てられないことになっております。ごみ捨場以外の場所（海岸や川土手など）に捨てられると、不法投棄として処罰されることとなりますのでご注意ください。



ごみの収集申出を

収集辞退の申出は

いつでもできます

ごみの収集は、収集の申出をされた方を対象にしておりますが、収集の申出や収集辞退の申出は、いつでも出来ることになっております。申出書は各区長さん宅にも備えてありますので、今後収集の申出、又は収集辞退の申出をされる場合には印章をもって、区長さん宅か町役場保険年金課又は大海支所で手続きをして下さい。

ごみ処理専用紙袋の

あつせんのお知らせ！

ごみ専用紙袋のあつせんを行っております。価格は一枚十四円です。希望者は町役場保険年金課又は大海支所に申込み下さい。